

平成22年3月12日

特定非営利活動法人
京都消費者契約ネットワーク
理事長 野々山 宏 殿

KDDI株式会社

回答書

貴NPO法人の平成22年2月25日付「差止請求書（兼申入書）」では、弊社の「誰でも割」の契約解除料に関するau通信サービス契約約款の規定（以下「解除料規定」といいます。）が消費者契約法（以下「法」といいます。）第10条及び法第9条第1号により無効となるため、法第12条第3項に基づく差止請求を行う旨記載されております。

しかしながら、解除料規定は下記のとおりお客様の利益に配慮する等して策定したものであり、貴NPO法人の請求に応じる考えはありません。

また、前記「差止請求書（兼申入書）」には、弊社がau通信サービスに係る契約を締結しているお客様との間で、解除料規定を適用しないように契約内容を変更するよう申し入れる旨記載されておりますが、かかる申し入れにも応じる考えはありません。

記

1. 法第10条について

弊社では、au通信サービスに関し、お約束いただく契約期間が短い（1年間）割引サービスや、契約期間について何ら制限のない料金プラン等もご用意しており、お客様には、契約期間の長短、契約解除料の有無等を考慮して、自由にそれらを選択していただけております。また、お客様には、月額基本使用料の割引といった利益をご享受していただきたいと存じますし、契約解除料の額もお客様にとって過大な負担とならないような水準に設定させていただいております。よって、「誰でも割」に関して解除料規定が設けられているからといって、「民法第一条第二項に規定する基本原則に反して消費者の利益を一方的に害する」わけではないと考えております。

2. 法第9条第1号について

「誰でも割」においては、契約期間中であっても料金プランを変更することが可能であり、契約解除料を料金プランの種別や利用月数に応じて変動するものとした場合、その金額や算定ルールが複雑化することが避けられません。そこで、お客様に容易にご理解いただけるよう、「誰でも割」の解約に伴い弊社に生じる損害を考慮しつつ、一律の契約解除料を定めております。

なお、「最初の2年が経過した後は、解約金を徴収する必要はない」とのご指摘ですが、「誰でも割」は2年間のご利用をお約束いただくことによって、au通信サービスに関する月額基本使用料を割り引くものですので、かかるご指摘は当たらないものと考えております。

以上